

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会マスコット「ハトたま」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会(以下「本会」という。)のマスコット「ハトたま」(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 マスコットの使用が許される者は、本会及び本会会員と埼玉宅建協同組合に限定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 本会及び本会会員と埼玉宅建協同組合でない者が、具体的使用方法等を示して、第3条の「使用承認申請」を行い、本会会長が使用承認を行った場合。
- (2) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、マスコットを使用することが著しく不適當であると本会会長が認めるとき。

(使用承認申請)

第3条 立体物及び動画の製作又は、営利を目的としてマスコットを使用しようとするときは、あらかじめ「ハトたま使用承認申請書(様式第1号)」に必要書類を添えて、これを本会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 本会及び本会会員が、マスコットを看板類・印刷物・標章・標識など(立体物及び動画を除く)に用いて宣伝あるいは宅地建物取引業務の中で使用する行為については、前項の申請を省略することができる。ただし、前条の各号に定める事項を遵守しなければならない。

3 前項による申請があったときは、本会はその内容を審査の上、マスコットの使用の可否を決定し、「ハトたま使用承認・申請却下通知書」により、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本会に完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
 - (2) 使用するデザインは、「ハトたま公式デザイン集」に定めたものとする。
 - (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、本会会長が認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 「ハトたま」の表記を付すこと(別記「使用例」参照)。
- 2 マスコットの使用承認を受けた者は、承認された用途にのみ使用すること。

(承認内容の変更)

第5条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「ハトたま使用変更承認申請書(様式第2号)」を本会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、本会はその内容を審査の上、マスコットの使用の可否を決定し、「ハトたま使用承認・申請却下通知書」により、その旨を申請者に通知するものとする。

(違反等に対する取扱い)

第6条 マスコットを使用している者(使用承認を受けた者を除く)が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、本会会長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 マスコットの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、本会はその責めを負わない。

(規程の変更等)

第7条 この規程の改正または廃止については、本会理事会の承認を得るものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるものの他、マスコットの取扱いに係る必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月24日から施行する。

別 記

使用例

